



資料

スマホ（SNS、ゲーム、インターネット） との上手な付き合い方

サブテーマ①「海外と比べた青少年のSNS規制について」

令和8年8月4日

神奈川県福祉子どもみらい局青少年課

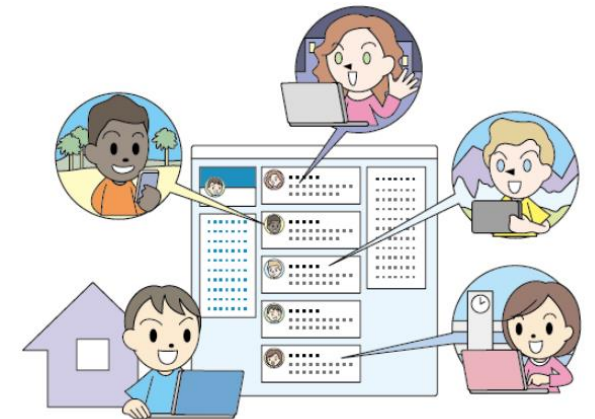


まず、SNSってなんだろう？

SNS（エスエヌエス）とは、**Social Networking Service**（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のことです。友だちなどにつながって、文章や写真、動画などで自分を表現（ひょうげん）したり、コミュニケーションするサービスのことです。**SNS**サービスのサーバに文章や写真、動画などをアップロードすると、友だちに見てもらうことができます。

出典：総務省ホームページ（情報通信白書 for Kids）

LINE Instagram
X
Facebook BeReal
TikTok
YouTube



まず、SNSってなんだろう？

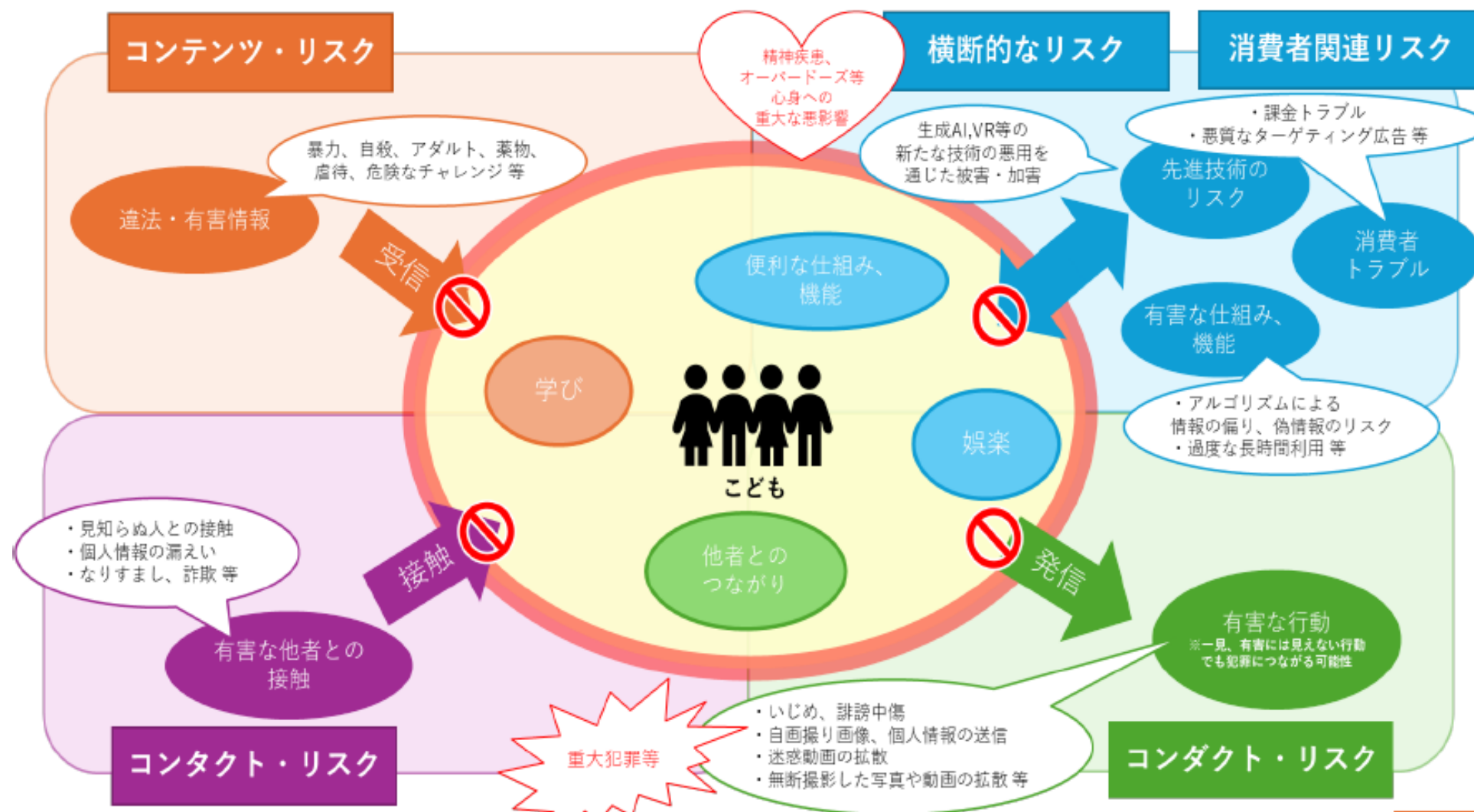
S N Sは色々な人とつながれる、とても便利で楽しいもの。

- 無料通話、メッセージなどの送受信ができる。
- グループなど多くの友達とやりとりができて、一度に友達と情報を共有できる。
- 写真や動画を見たり、投稿できる。

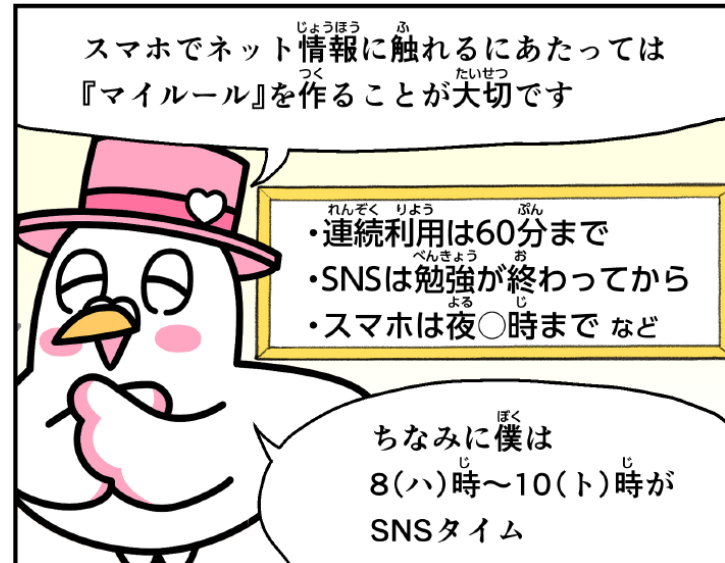
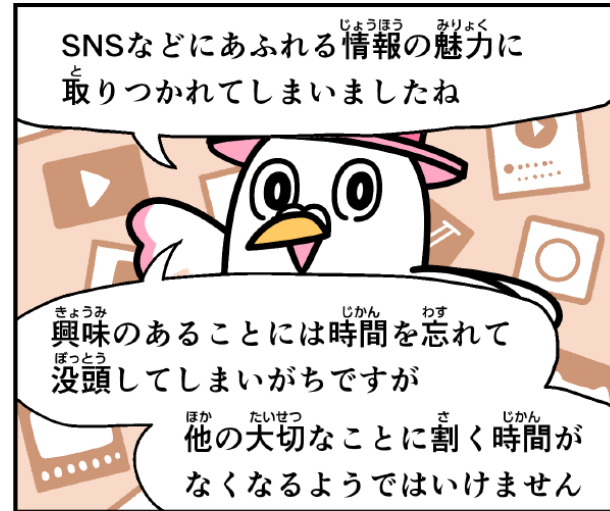
でも、使い方を間違えると・・・

危険な目にあってしまう！

デジタル環境下のこどもリスク類型



1-① SNS・スマホ依存

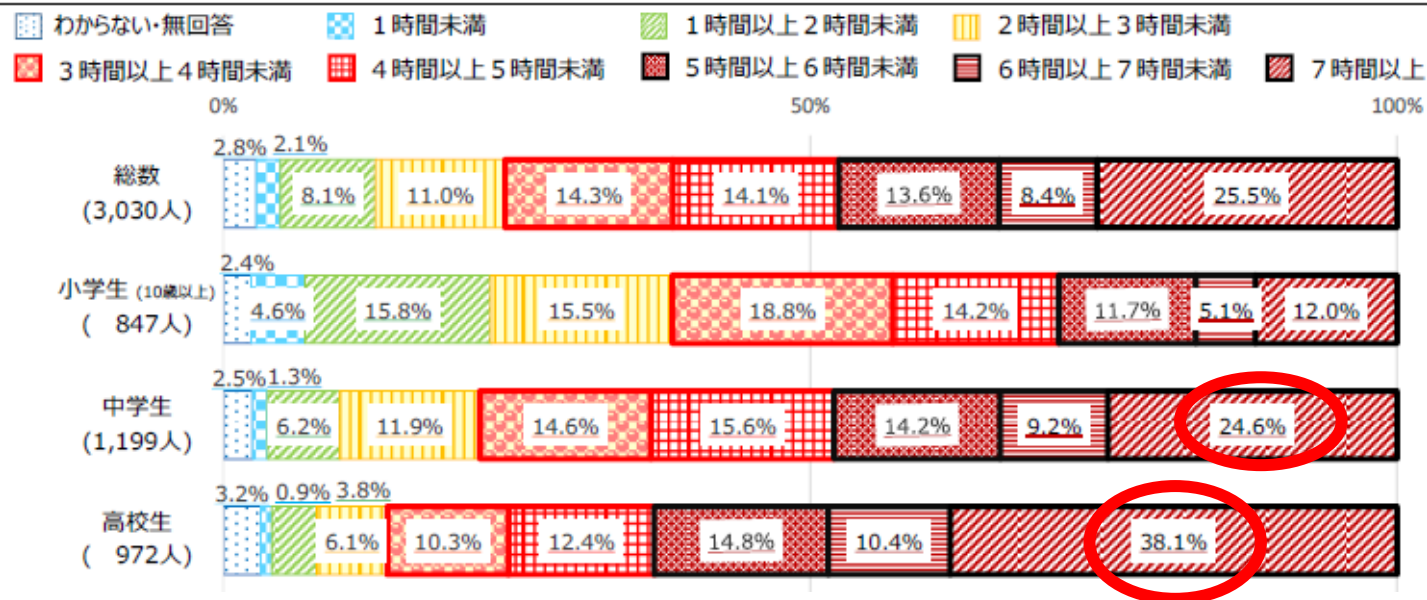


概要10 青少年のインターネットの利用状況 - 4 (利用時間)

いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計

- インターネットを利用していると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約25分増加し、約5時間27分。
高校生は、約6時間44分。中学生は、約5時間24分。小学生（10歳以上）は、約3時間54分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。

青少年のインターネットの利用時間（学校種別／利用機器の合計／平日1日あたり／令和5年度から令和7年度）



令和7年度			令和6年度			令和5年度		
平均 利用時間	3時間以上 の割合	5時間以上 の割合	平均 利用時間	3時間以上 の割合	5時間以上 の割合	平均 利用時間	3時間以上 の割合	5時間以上 の割合
326.6分 (約5時間27分)	76.0%	47.6%	302.3分 (約5時間2分)	70.7%	42.3%	296.9分 (約4時間57分)	70.8%	40.1%
233.6分 (約3時間54分)	61.7%	28.8%	223.9分 (約3時間44分)	55.2%	24.7%	226.3分 (約3時間46分)	57.3%	24.0%
324.3分 (約5時間24分)	78.1%	48.0%	302.3分 (約5時間2分)	74.4%	44.8%	282.1分 (約4時間42分)	71.8%	39.7%
404.0分 (約6時間44分)	86.0%	63.3%	379.4分 (約6時間19分)	81.9%	56.8%	374.2分 (約6時間14分)	81.4%	54.4%

1-① SNS・スマホ依存

＼ もっと詳しく ／

長時間になりがちな利用をうまくコントロールできるように！

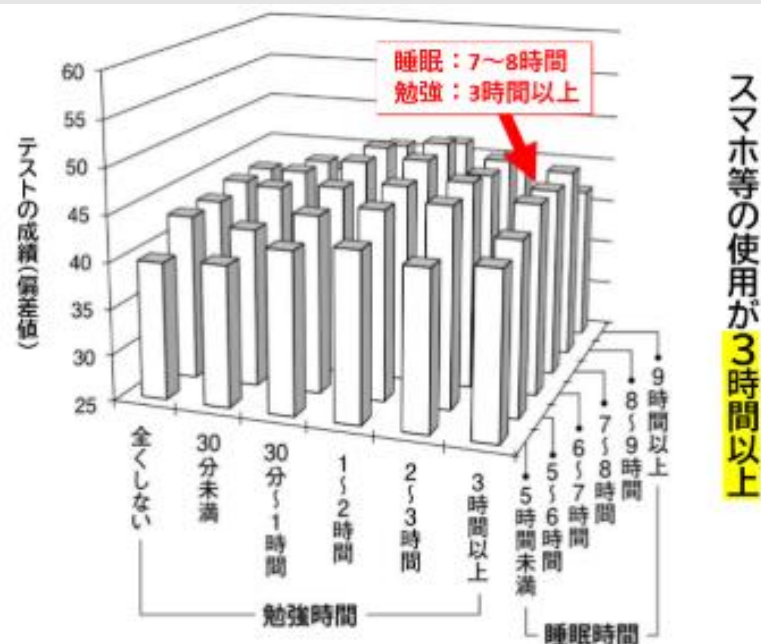
授業や自宅学習に、連絡に、趣味や娯楽に、デジタル機器のある生活が当たり前となり、オンラインゲームをしたり動画を見たり、ドラマや映画をスマホで見るなど、スマホを使う時間は増える一方です。中には、お気に入りのショートムービーやSNSのメッセージが常に気になって、何事にも集中できなくなる子もいます。

自分をコントロールできずスマホが手放せなくなると、日常生活に支障を来すだけでなく、学習面でも健康面でもマイナスです。上手に使いこなすためには、**利用のルールを考え、守りながら使う**という心がけが鍵。学校行事や受験など「いざ！」というときに後悔しないよう、**スマホ利用を自制する力を身につけましょう。**

※利用時間の管理に役立つ便利なツールがあります。詳細は「フィルタリングや時間管理等で上手にコントロール」をお読みください。



1-① SNS・スマホ依存（依存の影響）



※対象は2018年度の小学5年～中学3年生 約4万人、成績は4科目（国、算＜数＞、理、社）の偏差値

（東北大学加齢医学研究所提供のデータをもとに編集部で作成）

グラフは上から順に、スマホの使用が1時間未満、2～3時間、3時間以上の子もたちの成績を表しています。棒の高さは成績を表し、色はグレーが平均点以上（偏差値50以上）、白色が平均点以下を意味しています。その色に注目するだけで驚くべきことが見えてきます。グラフが下に行くほどグレーの割合が減り、スマホの使用時間が3時間を超える3つ目のグラフに至っては、勉強時間や睡眠時間に関係なくグレーが一つもないのです。

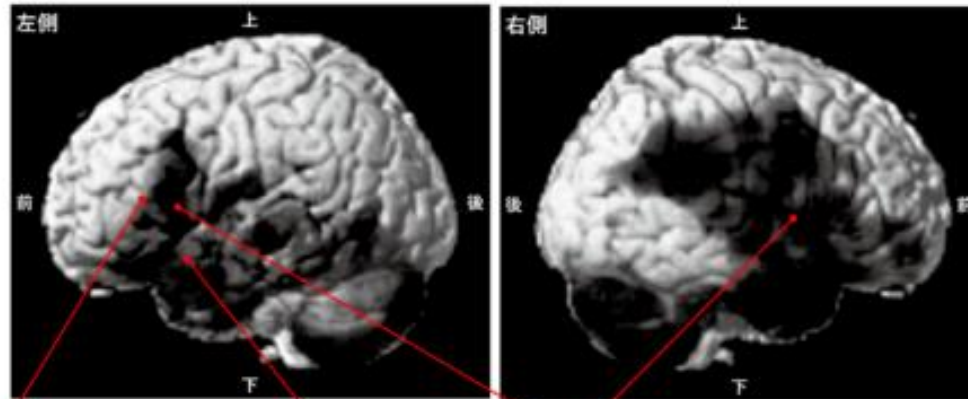
それだけではありません。例えば、「睡眠7～8時間」という同じ条件下で成績を見比べてみましょう。すると、スマホを3時間以上使っている子は、勉強を3時間以上やっていたとしても平均点以下で（グラフ内・赤矢印）、30分未満しか勉強していないが、スマホは1時間未満という子（グラフ内・青矢印）にすら成績が及んでいないこともわかります。

成長期の脳が発達しない

川島教授は次のように語ります。

「平均11歳の子も223人の脳を3年間モニタリングした結果、スマホを含むネット漬けの子もほど、思考や創造のほか、人の気持ちを理解したり、場の空気を読んだりするような高次なコミュニケーションをつかさどる前頭前野を中心に、脳が発達していないことがわかりました。記憶や学習に関わる海馬や、言葉に関係する領域などにも影響が見られます。スマホを使っているときは脳があまり活発に動いていないという文献は多く出ていますが、スマホは人間が楽をするための道具ですから、当然といえば当然です。紹介した調査は小中学生を対象としたものですが、成長段階にあるという点では、高校生にも同じことが言えます。ついでにお伝えすると、すでに成長している大人も安心できません。使わない機能は、どんどん衰えていきます」

ネットを多く使っている子どもほど
悪影響が見られる脳の領域（黒い部分）



【前頭前野】
考える、創り出す、意欲、
コミュニケーションなどを
つかさどる領域

知識、記憶

言語の理解に関する領域

※仙台市在住の5歳～18歳の223人の3年間の脳発達をMRIを用いて計測した結果（2018年）

ネットを使う子どもほど黒い部分に発達の遅れが見られる（東北大学加齢医学研究所提供のデータをもとに編集部で作成）

ただし、暗い話ばかりではありません。

「脳は、悪い習慣を断ち切るだけで、機能が回復することもわかっています。つまり、スマホと上手に付き合えるようになれば、再び発達していきます。実際に、2015年度から2年間にわたって、同じ子どもの小学6年時と中学1年時の成績とスマホの使用時間を調べた追跡調査では、スマホの使用時間を1時間未満に抑えることができた子どもは、成績も伸びていました」（川島教授）

Kanagawa Prefectural Government

記事のポイント

- ・スマホを使えば使うほど学力が下がる傾向
- ・学力が下がる理由は睡眠や勉強時間の不足ではなく、スマホを使っていると「脳が発達しない」「脳が活発に動かない」から
- ・スマホ使用は、思考、創造、コミュニケーション能力（人の気持ちを理解したり、場の空気を読んだり）などをつかさどる脳の領域に悪影響
- ・スマホを使いすぎるなどの悪い習慣を断ち切るだけで脳機能が回復

1-② ネットを介した性被害（自画撮り要求）



1-② ネットを介した性被害（自画撮り要求）

＼ 考えてみよう ／

話が盛り上がる相手は嬉しい存在ですが、わざと共通の話題で近づいてきた悪い人だったら、やりとりした内容が脅しのネタに。こんな被害を防ぐために、できることは？

A

裸などの画像は送らない

一度、ネット上に流出してしまった画像は、取り返しがつきません。



B

情報の組み合わせに注意

ネットでの会話を元に本名や学校名が知られてしまうこともあるので要注意です。



C

深みにはまってしまう前に

自分の情報を送るときはよく注意し、困ったときは身近な大人や専門の相談窓口の利用もご検討ください。



1-② ネットを介した性被害（自画撮り要求）

第5 SNSに起因する事犯

1 被害児童数

区分 \ 年次		H28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	増減数	増減率
児童福祉法		43	33	27	28	31	13	12	15	6	16	10	166.7
青少年保護育成条例		662	702	749	844	738	665	583	534	345	300	▲ 45	▲ 13.0
児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	児童買春	425	447	399	428	311	336	321	290	174	128	▲ 46	▲ 26.4
	児童ポルノ	563	570	545	671	597	657	658	592	414	426	12	2.9
	小計	988	1,017	944	1,099	908	993	979	882	588	554	▲ 34	▲ 5.8

自画撮り(児童ポルノ)の件数は約400～600件と横ばい

1-② ネットを介した性被害（自画撮り要求）

児童ポルノ製造、男に実刑判決…同年代女兒装いSNSで知り合った子供27人に裸の動画など送らせる

7/16(水) 12:10 配信 39



読売新聞 オンライン



岡山地裁

SNSで知り合った子供に裸の動画を送らせたなどとして、強制わいせつ罪や児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）などに問われた福岡市中央区、自営業の被告（38）に対し、岡山地裁の村川主和裁判官は15日、「児童の未熟さにつけ込んだ 狡猾こうかつ で卑劣な手口の犯行だ」として、懲役7年、罰金50万円（求刑・懲役10年、罰金50万円）の実刑判決を言い渡した。

判決によると、被告は2022～24年、子供らと同年代の女兒になりすまし、SNSで知り合った子供27人（被害当時8～13歳）に胸や下半身を露出させた動画などを送らせた。また、子供のわいせつな動画や画像計56点を、アプリなどを介して3人に計3万7500円で販売した。

1-② ネットを介した性被害（相談窓口）

性犯罪・性暴力の被害にあったら

性犯罪・性暴力の被害にあった場合の相談窓口



 かならいん公式

- かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」は、性犯罪・性暴力の被害にあわれたあなたをサポートします。ひとりで悩まず、まずは「かならいん」にご相談ください。（外部委託）（所属：[くらし安全交通課](#)）

まずは「かならいん」へご相談ください

[かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」](#)では、性別・年齢等問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からのご相談をお受けしています。

電話相談 **#8891**（はやくワンストップ）

24時間365日いつでも電話相談を受け付けています。

#8891（はやくワンストップ）は、発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながる通話料無料の全国共通番号です。（NTTひかり電話からは、0120-8891-77（通話料無料））

全国共通番号は、一部のIP電話等からはつながりません。その際は、**045-322-7379**（通話料がかかります）へお電話ください。

男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

045-548-5666（毎週火曜日16時から20時 祝休日・年末年始を除く）

// 相談受付時間

毎週 火曜日・木曜日・金曜日・日曜日

16時～21時



1-③ ネット上のいじめ



1-③ ネット上のいじめ

「いじめ」とは……

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等
当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的
又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）
であって、
当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」



学校のお友達や知り合いが、
傷つく言葉を言ったり、
無視や仲間はずれにしたり
または、たたくなど暴力をしたりして、
その子が苦しい思いをしていることを、
「いじめ」と言うよ

1-③ ネット上のいじめ

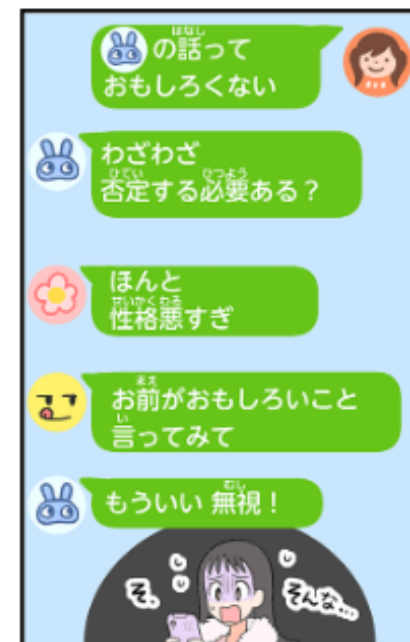
／ もっと詳しく ／

グループトークに起因する“いじめ”も、パターンはさまざま

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“SNSいじめ”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す（または新たなグループを作り会話を移動）などに加え、「ステメ※」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

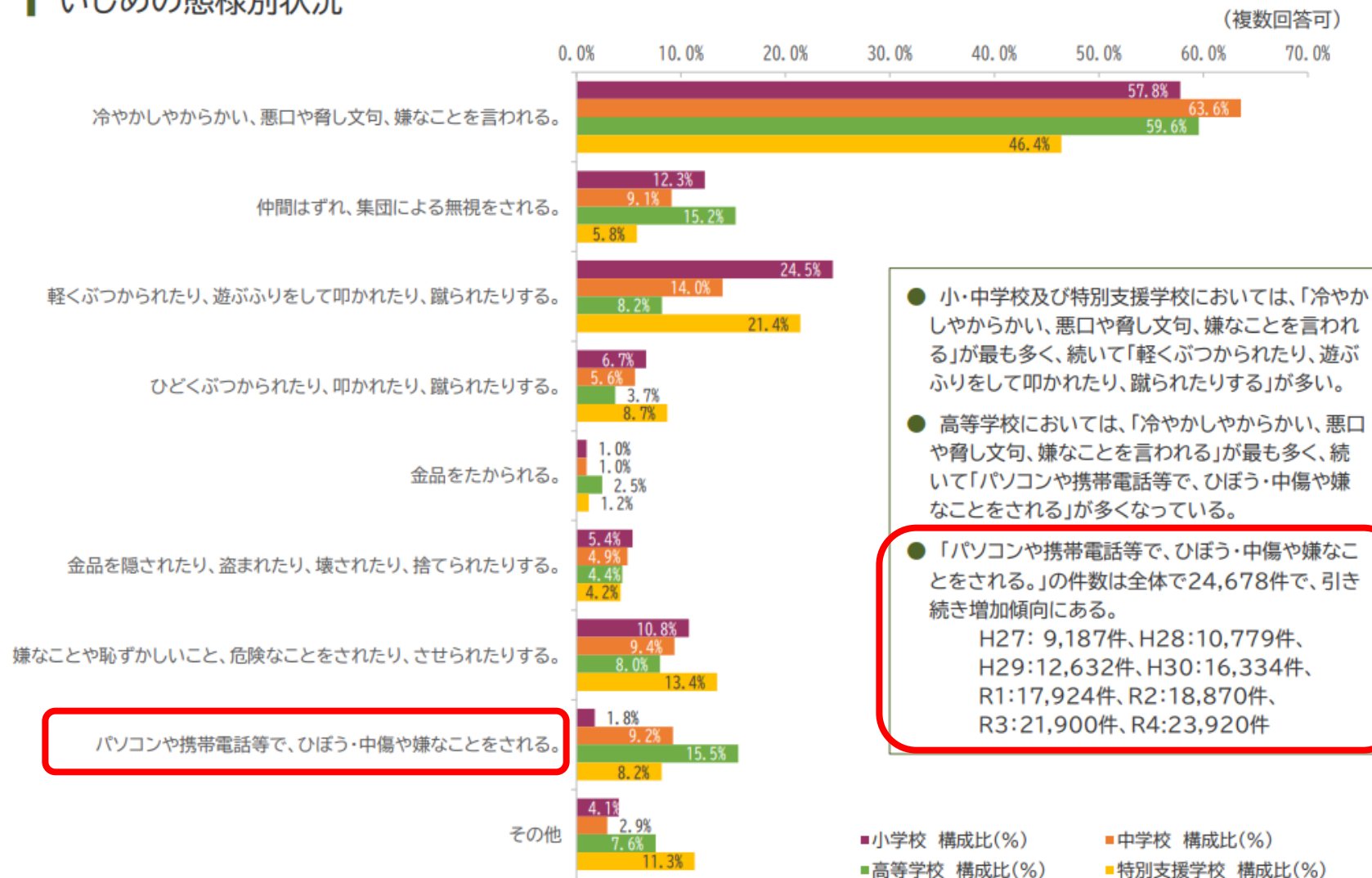
メンバー以外は読むことができないグループトーク、誰宛てかを一切書かない悪口ステメ※、いずれも人目につきにくく発見が遅れがち。身近な大人が日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見・解決の鍵。また、こども自身も気になる画面をスクリーンショットなどに残して保護者や先生に相談しましょう。

※ステータスメッセージの略で、メッセージアプリのプロフィール欄に書ける一言メッセージのこと。ステメを使ったいじめやトラブルが増えている。



1-③ ネット上のいじめ

いじめの態様別状況



1-③ ネット上のいじめ

SNSいじめで中3自殺 両親が門真市と同級生11人を提訴

08月05日 16時58分

#20001

現在、このビデオはご利用いただけません。

大阪・門真市の中学3年生の男子生徒が、おとし（令和4年）自殺したのは、SNSなどでの同級生からのいじめと、担任がいじめに適切に対応しなかったことが原因だとして、生徒の両親が門真市と同級生11人に損害賠償を求める訴えを大阪地方裁判所に起こし

ました。

訴えを起こしたのは、門真市の中学校に通い、おとし2月に自宅で亡くなった、当時3年生の男子生徒の両親です。

訴えによりますと、男子生徒は所属していたバスケットボール部で、仲間はずれにされたり、生徒のInstagramに同級生から「しんでみてーや」などと書き込まれたりするいじめを1年生の時から繰り返し受け、亡くなる直前には適応障害になっていたとみられるということです。

生徒や母親は、3年生の時、当時の担任にいじめを受けていることを訴えていましたが、担任は「ほかの生徒から避けられているようにみえない」などとして適切に対応しなかったと主張しています。

生徒の両親は、同級生からのいじめや担任の不適切な対応が原因で生徒が亡くなったとして、門真市と同級生11人に対して、5日、損害賠償を求める訴えを起こしました。提訴のあと生徒の母親が会見を開き、「いじめは犯罪で、加害生徒の行為は罪の意識のかけらもなく卑劣極まりないものです。私たち遠族や、いまでも忘れず会いに来てくれる息子の友人たちは加害生徒を絶対に許しません」と話していました。

男子生徒のいじめをめぐっては、門真市の教育委員会が設置した審議会が調査を行い、去年12月、Instagramの書き込みなど、62件がいじめにあたると認定し自殺との関連を認めています。

SNSいじめで自殺した被害者の両親から
市と同級生が訴えられたニュース

1-③ ネット上のいじめ

相談窓口一覧（いじめ）

ご相談につきまして、こちらをご覧ください

相談窓口名称・ホームページ	電話番号	開設時間	備考 (特徴など)
神奈川県立総合教育センター (電話相談) 24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 365日	おおむね3歳から18歳までが対象 いじめに関する電話相談
神奈川県弁護士会 関内法律相談センター 子どもの人権相談	045-211-7703 予約受付 月曜から金曜 9時30分から16時30分 (20分以内)	045-211-7700 面接相談（予約制） 木曜日 13時15分から16時15分まで (45分以内 3回まで無料)	いじめ、体罰、虐待、退学、非行、少年事件などの相談ができます
神奈川県警察 少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー	0120-45-7867 045-641-0045	平日 8時30分から17時15分まで ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	20歳未満が対象 専門の相談員が非行、いじめ、犯罪被害等の相談を受け立ち直りを支援
人権・子どもホットライン (神奈川県総合療育相談センター)	0466-84-1616	毎日 9時から20時まで	子ども専用の電話相談窓口 (18歳未満の子どもを対象・虐待通報なら大人も可)
子どもの人権110番 (法務省人権擁護局・横浜地方事務局)	0120-007-110	土曜・日曜・祝日を除く 8時30分から17時15分まで	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談 ※インターネット相談あり



中高生SNS相談@かながわ

- 神奈川県内のすべての中学生・高校生を対象にSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な悩みやいじめ等の相談に対応します。(所属：[総合教育センター](#))
(対象者を限定するアカウントです)



いのちのほっとライン@かながわ

- 「生きるのがつらい」等のこころの健康に関する相談に広く対応する相談事業を実施します。
(外部委託) (所属：[がん・疾病対策課](#))



かながわ子ども・若者総合相談LINE

- 働きたいけれど、どうすればいいかわからない、人間関係で悩んでいるなど、さまざまな相談をお受けします。(外部委託) (所属：[青少年課](#))



出典：神奈川県ホームページ

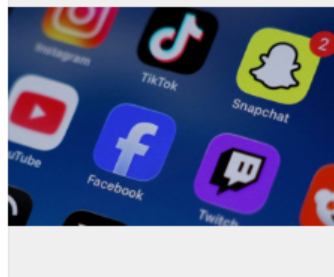
2 諸外国における青少年のSNS規制について

E U、若者保護でSNS規制強化へ 年齢制限の導入も視野

5/12(火) 17:41 配信 3 〽️ 😊 😞



Inti Landauro Foo Yun Chee



SNSのアプリ。資料写真。2025年12月撮影。REUTERS/Hollie Adams

[ブリュッセル 12日 ロイター] - 欧州連合（E U）欧州委員会のフォンデアライエン委員長は12日、T i k T o k（ティックトック）や米メタ・プラットフォームズが運営する「インスタグラム」「フェイスブック」、Xなど交流サイト（SNS）の「依存性のある設計」から子どもを守る規制を強化する方針を示した。また、若者のSNS利用に年齢制限を設ける可能性にも言及した。

欧州ではSNSへの姿勢が厳しさを増しており、ノルウェーやフランス、トルコ、英国などが10代のSNS利用を禁止・制限する法整備を議論または進めている。先行する豪州の動きが各国の参考になっている。

コペンハーゲンでの演説で、フォンデアライエン氏は、SNSへの接触が子どもや若者にもたらす多くの害は偶然ではなく、「子どもの注意を商品として扱うビジネスモデルの結果だ」と指摘。「睡眠障害、うつ、不安、自傷行為、依存的行動、ネットいじめ、グルーミング（性的目的の接近）、搾取、自殺などのリスクは急速に増大している」と警告した。

「われわれはT i k T o kの依存性のある設計、無限スクロール、自動再生、プッシュ通知に対して措置を講じている」とし「メタについても同様だ。インスタグラムとフェイスブックは自ら定めた13歳という最低年齢を順守していないとみている」と説明した。

Kana

ユーザーの注意を奪い続ける仕組みや分かりにくい契約、解約しにくいサブスクリプションなど、「依存性があり有害な設計手法」を年内に規制の対象にすると述べた。

また、一定の年齢に満たない若者によるSNSへのアクセスを禁じる厳格なルールを支持するとした。

欧州委は年内に提案予定の「デジタル公正法」（D F A）で「依存性があり有害な設計手法」を規制の対象にするとした。専門家パネルが対応策について助言を準備しているという。

フォンデアライエン氏によると、新たな規制はEUの「デジタルサービス法」（D S A）を強化・拡大するものとなる。D S Aは大規模プラットフォームに違法・有害コンテンツへの対応強化を求めている。

T i k T o k、メタ、Xの広報担当者はコメント要請に直ちに回答しなかった。

出典：ロイター（2026年5月12日）

2 諸外国における青少年のSNS規制について

(参考) 諸外国におけるSNS規制について

 オーストラリア	・オンライン安全法において、SNS事業者に対して16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付け。違反した事業者には厳しい罰則あり。(最大約50億円の過料) (2025.12.10施行) ・規制対象のSNSは現時点で10 (Facebook, Instagram, Kick, Reddit, Snapchat, Threads, TikTok, Twitch, X, YouTube)
 米国	・2025年10月上旬時点で、50州のうち10州(テネシー、ミシシッピ、テキサス、フロリダ等)でこどものSNS利用を規制する州法が施行されており、新たに今後バーモント、ミネソタ、ネブラスカ、バージニアの4州でも州法の施行が予定されている。 ・ただし、SNS事業者による差し止め訴訟が相次ぎ、少なくともこれまで7州で施行差し止め中。(報道ベース、詳細不明)
 EU	・欧州議会の本会議にて、未成年者のSNS利用に関する制限を求める決議(「オンラインにおける未成年者の保護に関する報告書」)を可決。(2025.11.26) ※決議書に法的拘束力は無し ・具体的には、13歳未満の未成年者は完全利用禁止、13～16歳までの未成年者のアクセス(アカウント作成・利用)について保護者の許可が必要としている。
 フランス	・2023年、15歳未満のこどもがSNSのアカウントを作成する際に保護者の同意を義務付ける法律が成立するも、EU規則違反で停止。(報道ベース) ・2026年1月に法案審議を開始し、9月から「15歳未満へのSNS提供禁止」と「高校での携帯電話使用禁止(既存の幼稚園～中学校の禁止措置を拡大)」を柱とする法律を施行予定。(報道ベース)
 ドイツ	・13～16歳のこどもがSNSを利用する際に保護者の同意が必要。(報道ベース)
 デンマーク	・議会冒頭演説にてメッテ・フレデリクセン首相が15歳未満のSNS利用を禁止する法案(13歳からは保護者の選択で利用を許可)の提出を表明。(2025.10.7) (報道ベース)
 ノルウェー	・2025年6月時点で、15歳未満のSNS利用を禁止する新法を検討中。(報道ベース)
 ニュージーランド	・クリストファー・ラクソン首相率いる与党・国民党が16歳未満のSNS利用を禁止する法案を議会に提出。(2025.5.6) 法案ではSNS事業者に年齢確認を義務付け、違反した場合最高で200万NZドル(約1億7000万円)の過料。(報道ベース)
 マレーシア	・2026年以降16歳未満のSNS利用制限を導入する方針を示した。(2025.11.23) (報道ベース)
 インドネシア	・「電子システム提供者のこども保護に関するガバナンス規則」(通称PP Tunas)に基づき、13～16歳のSNS利用を制限。(2026.3.1施行予定)。プラットフォーム事業者によるこどものデータ収集も禁止され、違反の場合は警告・罰金・アクセス遮断が行われる。(報道ベース)

11

2 諸外国における青少年のSNS規制について

(参考) オーストラリアのSNS規制について

SNSについては、こどもが、薬物乱用・自殺・自傷行為・暴力的コンテンツなど極めて有害なコンテンツをオンラインで閲覧できてしまう等により、危険な食生活の促進、発達や健康、メンタルヘルスへの悪影響がある可能性が指摘。

⇒こうした問題を踏まえ、オーストラリアではSNS事業者に対して、16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付け。

規制概要

- 2024年12月10日に「2024年オンライン安全法改正案」が成立。2025年12月10日から適用開始。
- 16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者に義務付け (第63D条)
- 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報を破棄することをSNS事業者に義務付け (第63F条)
- 違反した場合は、最高4,950万豪ドル (約50億円) の罰金
- 16歳未満の利用禁止に親権者同意などによる例外措置なし。年齢確認方法はSNS事業者に委ねられており、生年月日入力や顔認証等が使用されている。
- 規制対象は、TikTok、X、Instagram、YouTube、Facebook、Threads、Snapchat、Reddit、Kick、Twitchの10サービス。ゲームやメッセージアプリ、教育・健康系サービスなどは規制の対象外。

国内外の反応

■ 立法の経緯

- ・子どもがSNSで巻き込まれたり、いじめに遭ったりして社会問題化したことが立法の背景にある。豪州の取り組みに日本や欧米でも関心が高まっている。(12/11 朝日新聞 1面)
- ・豪州ではSNSによるいじめを苦にした子どもの自殺を機に、保護者が規制強化を求めた。子どもが有害性の高いコンテンツで心身の健康を損なったり、中毒性の高いコンテンツで広告収入獲得のための餌食になったりしているとの懸念も広がった。(12/11 日経新聞 2面)
- ・国家レベルで子どもの利用を禁じるのは世界で初めて。SNSが暴力や自殺を誘発しているとの批判があり、心身に悪影響を与えるコンテンツなどから子どもを守るのが狙い。ショート動画などの中毒性の高さも問題視され、規制の動きは各国に広がっている。(12/10 東京新聞 3面)
- ・規制の動きは欧州と東南アジアにも波及しており、世界的な潮流になるかが注目される。(12/11 産経新聞 1面)

■ 世論

- ・複数の世論調査では、今回の禁止措置が保護者の間で高く支持されていることが示されている。ネットいじめや児童搾取の減少につながることを、保護者は期待している。複数の専門家は、子どもたちが比較的簡単に規制をすり抜けてしまうのではないかと、年齢確認技術を欺いたり、より安全性の低いネット上のほかの場所を見つけたりする可能性があるとの懸念。規制に批判的な人の多くは、規制よりもむしろ、教育の強化や節度ある利用を促すべきだとしている。多くのプラットフォームでは最近、ペアレンタルコントロール（保護者が子どもの使う情報通信機器などを管理する機能）が強化されており、これが解決策になるとしている。(12/10 BBC)

総務省 デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 青少年保護ワーキンググループ（第2回）配布資料 資料2-2 及び
Kanagawa こども家庭庁調査研究「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査（令和6年度）」より一部引用

9

出典：こども家庭庁HP「青少年インターネット環境整備法に係る検討事項について」(2026年1月19日)

2 諸外国における青少年のSNS規制について

(参考) オーストラリアのSNS規制について

■ 世論 (つづき)

・10代の多くは失望する。南部アデレードのエバ・ジョーンズさん(12)は「自分を表現する権利を奪われる。16歳まで使えないと、世界の同世代に後れを取る」と心配。…シドニー近郊に住むノア・ジョーンズさん(15)は原告の一人として、インターネットがあることが当たり前の環境で育った「デジタルネイティブ世代」を一律に排除する行為だとして最高裁に法律の差し止めを請求。(12/10 東京新聞 6面)

■ 年齢確認

- ・政府は一律の年齢確認制度を設けることを見送った。一部事業者は、利用状況等に基づき年齢を推定。施行日に先立ち、16歳未満とみられるアカウントを閉鎖し始めたが、年齢誤認も相次いでいる。(12/10 東京新聞 3面)
- ・豪公共放送ABCによると、写真共有アプリの「Lemon8」や「Yope」が最近、新規登録者数を急速に伸ばしている。InstagramやTikTok(ティクトック)などが利用禁止となる中、子供たちが回避先として登録しているとみられ、豪規制当局も動向を注視している。(12/10 読売新聞 9面)
- ・16歳未満かどうかを見分ける技術にも課題が残ったままだ。年齢確認の方法はSNS運営企業に委ねられるが、地元メディアは、一部の企業が採用する顔認証などの精度が不十分だと指摘し、16歳未満の子が認証をクリアする事例を相次いで報じている。(12/10 読売新聞 9面)

■ 事業者の対応等

- ・16歳未満のアカウント取得を阻止しなかった場合、事業者に課される制裁金は最大4950万豪ドル(約50億円)。巨大IT企業には「はした金」(専門家)だが、欧州やアジアで複数の国が同種の規制を検討しており「企業イメージを優先」(規制当局)して従ったとみられている。(12/10 東京新聞 6面)
- ・16歳未満の利用を制限する豪州の法律に対し、米テック各社は法の趣旨には賛同しているが、年齢確認の方法や、法律そのものの実効性には疑問を呈している。違反した際の責任が企業側のみに課される仕組みにも不満がくすぶっている。(12/11 朝日新聞 9面)
- ・「この法律はオンライン上の子どもの安全を高めることにはならない。むしろ低下させる」。禁止対象に指定されたユーチューブを運営する米グーグルは今月の声明で、法律を順守すると表明しつつも「拙速な規制だ」と批判した。(12/10 東京新聞 6面)
- ・米国の実業家イーロン・マスク氏がオーナーを務めるX(旧ツイッター)は10日、新法に従う方針を示した。(12/11 読売新聞 9面)
- ・規制対象となったSNS運営企業が、豪州政府を提訴する事態にも発展した。オンライン掲示板の米レディットは12日、豪州の最高裁に違憲審査を求める訴訟を起こした。(12/19 朝日新聞 9面)

■ 人権団体等機関の意見

- ・国連人道基金(ユニセフ)の豪州事務所は「子どもの表現の自由や、情報へのアクセス、公共生活への参加といった権利を侵す可能性がある」と懸念する。(12/11 日本経済新聞 2面)
- ・国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」は10日、「子供や若者をSNSから締め出すべきではない」とする声明を発表した。(12/11 読売新聞 9面)

総務省 デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 青少年保護ワーキンググループ(第2回)配布資料 資料2-2より一部引用

10

2 諸外国における青少年のSNS規制について

(参考)プラットフォームサービスにおける広告の閲覧制限について

- 各媒体において、広告掲載基準が定められ、青少年保護に配慮した取組も実施されている。
- 特定のコンテンツについて、未成年への配信を制限はいずれの媒体でも実施されているが、広告のパーソナライズの制限やターゲティングの制限には対応にばらつきがある。

媒体	広告掲載基準	広告掲載基準のうち、特に青少年保護に係る規定	
		有無	詳細
Google	○	○	・ 広告のパーソナライズの無効 ・ 未成年への配信の制限：性的な成人向けコンテンツ、アルコール、タバコ、危険ドラッグ、身体改造・減量、懸賞、花火や武器といった危険なコンテンツ、ギャンブル、カジノ、医薬品・サプリメント、暴力、金融、政治・宗教、性的・恋愛、スパイ行為、大人向けオンラインコミュニティ ※13歳未満と、13歳以上17歳以下で強度が異なる
YouTube	○	○	・ 広告のパーソナライズの無効 ・ 未成年への配信の制限：子どもにとって不適切なメディア・ビデオゲーム、出会い系・交流サイト、美容・減量、食品・飲料、違法または規制対象の商品、政治的・宗教的な広告、アダルトコンテンツに関する広告、有害なコンテンツ、暴力的なコンテンツ
Meta (Instagram、Facebook)	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：性別、市区町村レベルの狭い地域、興味関心データは使用不可 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、デート・出会い、健康・美容、タバコ、医薬品、金融、オンラインギャンブル、オンラインゲーム、一部の性的コンテンツ等
TikTok	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：性別、購買力、世帯年収、興味関心データ等の利用禁止 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、金融、ギャンブル、ヘルスケア・医薬品、政治宗教、未成年者の健康や安全を危険にさらす可能性のある素材、成人向け、危険物、知財侵害、暴力、体重管理等
X	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：未成年のみを対象としたターゲティング不可 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、武器・弾薬、花火、タバコ、規制物質等、薬物、ダイエット商品、健康補助食品、賭博商品、タワー・ボディピアス等、性的な商品、性的な成人向けコンテンツ等
LINE	○	○	・ 広告のパーソナライズ・ターゲティングの制限：（Yahoo!広告においてパーソナライズ・ターゲティングの制限。2026年春にプラットフォーム統合後の「LINEヤフー広告」に適用予定。） ・ 未成年への配信の制限：年齢制限表記義務あるいは未成年への配慮義務（アルコール、公営競技、宝くじ、スポーツ振興くじ、結婚紹介業、婚活パーティ等、出会い系、金融系）

Kanagawa Pr

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

2 諸外国における青少年のSNS規制について

(参考)プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢とレーティング

- プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢と、各アプリストアのレーティングはおおむね類似。
- 他方、LINEについては対象年齢とGoogle Playのレーティングに差異がある。

	利用規約上の対象年齢 に関する記載	App Store	Google Play
Instagram 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
TikTok 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
LINE 	12歳以上 (利用推奨年齢)	13+	3+
X 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	16+	12+
YouTube 	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより 保護者によるアカウント設定が必要)	13+	12+

注：App Storeでは、「年齢制限指定」（以下、「年齢制限」を「レーティング」という。）に関する質問に対してそれぞれのアプリ事業者が回答するプロセスを通じてレーティングが判断される。アプリ規約上の利用対象年齢が、このプロセスを通じて割り当てられたレーティングよりも高い場合には、レーティングを高く設定することも可能。

3 日本の現状について（家庭でのルールづくり）

主体的に考えることを目指した「ルールの工夫」

次のルールは何が問題でしょうか。

ネットの
「使いすぎ」に
気をつけよう

スマホは
「夜遅い時間」には
使わない

ネットで
「たくさん」お金を
使わない

「**」の中の表現にあいまいさ**があるため、人によって基準が異なる場合があります。
ルールを決めるときは、あいまいな表現をさけましょう。

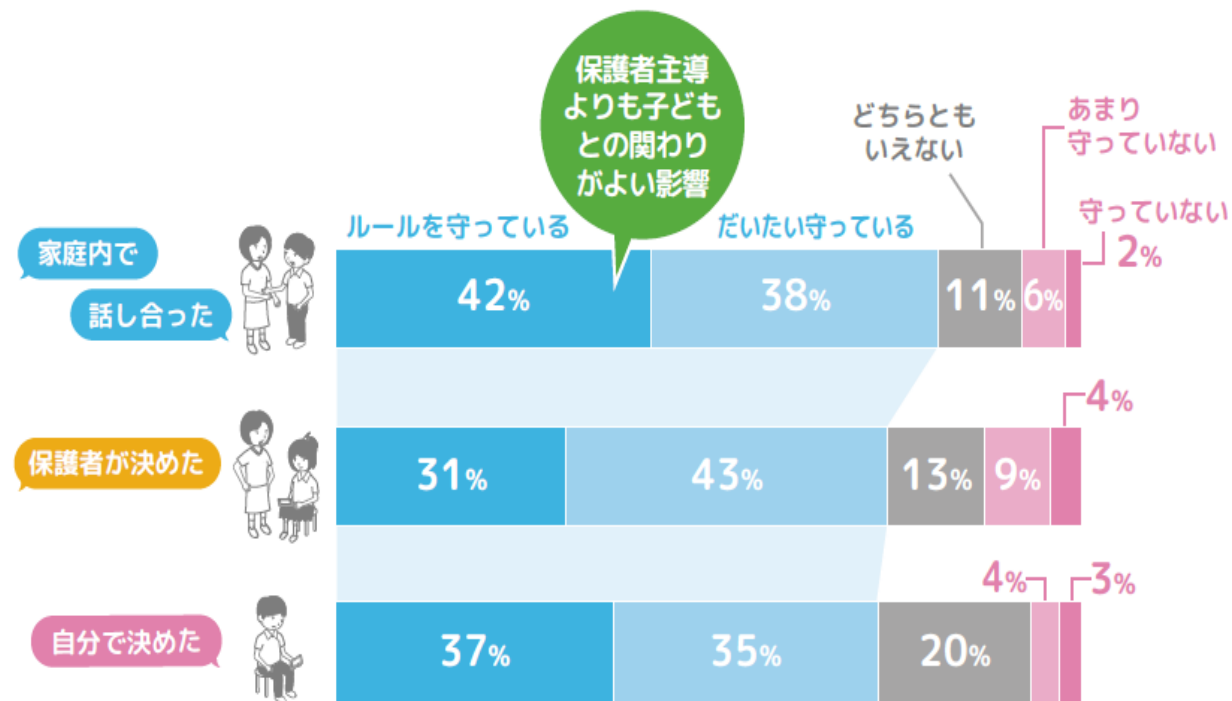
3 日本の現状について（家庭でのルールづくり）

ルールの決め方と遵守の関係

高校生を対象とした調査によると、保護者主導でルールをつくったときより、子どもと一緒にルールをつくったときのほうが、子どもがルールを守る確率が高いことが分かっています。

「ネットを使い過ぎない」というルールが守られない理由

子どもは、「自分はネットやゲームを使いすぎていない」と考える傾向があるため、「使い過ぎない」というルールは守られなくながちです。



3 日本の現状について



神奈川県

保護者の皆さまへ

スマホやSNSと上手に付き合おう

親子で一緒に「わが家のルールづくり」を!



「親が見ていなくてもきちんと使えるだろう」は、**とても危険です!**
お子さんの**スマホ利用**を見守りましょう!

神奈川県・神奈川県警

トラブルを避けるポイントは?



～上手にスマホを使うために～
わが家のスマホルールを作しましょう!

ルールを決めるときは一方的にならないよう、親子でよく話し合いましょう。
一度決めたルールも、お子さんの成長に合わせて、定期的に見直すことが大切です。

ルールの例

【1日の使用時間や使用場所を決める】

- ・夜〇時以降は使用しない。
- ・試験2週間前から使わない。

【使うアプリやサイトの安全を確認する】

- ・利用する前に保護者に相談し、親子で安全性や利用規約などを確認する。

【個人情報や悪口を書き込まない】

- ・写真で特定できる個人情報にも注意。
- ・他の人が書き込んだ悪口や噂話でも拡散しない。

【困ったときはすぐに相談する】

- ・日頃から、スマホの使い方について話し合い、お子さんが相談しやすい関係づくりも大切です!

→相談窓口は裏面をご覧ください

県内の中高生はこんなルールを考えました

自分がされて嫌なことは絶対にやらない。

SNS (LINE) ではなく、必要なことは自分の口で相手に伝える。

SNSで知り合った人を簡単に信用しすぎない

1時間使用したら15分休憩する

スマホやネット以外の趣味を見つける

AIの情報を全てうのみにしない!

家族と一緒にいる時は、なるべくスマホを使わない



かながわ青少年みらいフォーラムで、県内の中高生が話し合っ
てスマホのルールを考えました!

例を参考に、わが家のルールを書いてみよう!

基本的な使い方について(使用時間・課金等)

自分を守るために

社会規範やマナーなど

困ったとき、ルールを守れなかったとき



そのほか参考になるスマホルールの例を掲載しています

県が作成しているリーフレットでも、スマホルール作成について周知しています!



保護者の皆さんも
お子さんのお手本になるような使い方、
できていますか?

3 日本の現状について

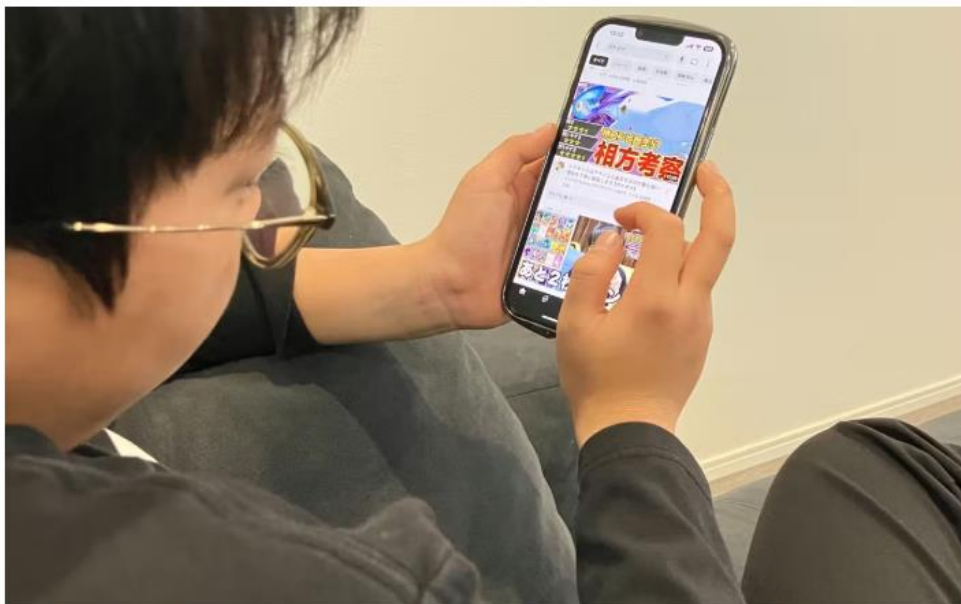
スマホ依存に一石 「1日2時間以内」 条例、愛知県豊明市で成立

愛知 [+ フォローする](#)

2025年9月22日 14:42 (2025年9月22日 19:19更新)



保存



愛知県豊明市は子どものスマホの長時間利用を問題視し、「スマホ使用条例」をつくった

愛知県豊明市でスマートフォンの利用を1日2時間以内とする条例が、22日の市議会で成立した。時間を明示した「スマホ使用条例」は全国初。スマホの長時間利用は睡眠時間減少や学力低下につながるとの指摘がある。海外ではSNSの使用を禁止する動きも広がる。青少年保護を巡りITとどう向き合うか。日本でも議論が進みそうだ。

Kanagawa Prefectural Government

条例は10月1日に施行する。市議会の採決では19人中12人が賛成した。「（条例を機に）市民にスマホ利用とそれに伴う睡眠時間削減についてセルフチェックをしていただきたい」。豊明市の小浮正典市長は条例成立後、記者団に語った。条例に罰則規定はなく「あくまで目安だ」（小浮市長）と説明する。

条例制定を受け、市は小中学生やその保護者向けに条例の内容や目的をまとめたメッセージを配布する。その後スマホの利用状況などについてのアンケートを小中学生向けにおこない、結果の概要を公表する方針だ。9月中にインターネットを通じた市民からの意見集約もおこなう。小浮市長は「市民に対する丁寧な説明が必要だ」と強調する。

豊明市のスマホ条例の主な内容

余暇時間での使用は1日2時間以内を目安にする

利用は小学生以下で午後9時、中学生以上で午後10時まで

市や保護者、学校などが連携して適正利用を促す

罰則規定なし。市民に権利を制限し、義務を課す文言はない

子どもの睡眠時間の確保が目的。不登校児の復帰を促す

3 日本の現状について

日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認方法

※第3回WG
資料3にて使用

23

- 利用開始時の年齢確認方法について、自己申告で生年月日を入力する手法が多く取られているところ、LINEでは携帯電話事業者の登録情報に基づき年齢を確認している。
- 利用中の措置について、他の利用者からの通報やコンテンツなどからの検知に基づき、利用者が対象年齢未満であることが疑わしい場合には、身分証の提示などによる確認方法が一部取られている。

	利用開始時の 年齢確認方法	利用規約上の対象 年齢に関する記載	(利用中) 対象年齢未満であることが疑わしい場合 における利用者年齢の確認方法	対象年齢未満の 利用者への対応
Instagram 	アカウント作成時に 生年月日を入力 (自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカ ウント作成不可)	・AIを活用した検知システムにより13歳未満の可能性が高い利用者（投稿やプロフィール、コンテンツ）を検知 ・利用者からの報告 ↓ ・身分証明書による確認やYoti社の顔ベース（自撮り動画）の年齢予測ツールによる年齢確認を実施	・アカウントの削除
TikTok 	アカウント作成時に 生年月日を入力 (自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカ ウント作成不可)	・13歳未満と疑われる利用者の通報 ・コンテンツ審査（13歳未満の子どもが単独で写っているコンテンツを検知、当該アカウントの自己紹介欄やプロフィール写真、ユーザー名や他の投稿を含めて審査） ↓ ・年齢の認証（身分証等による確認）	・アカウントの停止
X 	アカウント作成時に 生年月日を入力 (自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカ ウント作成不可)	・13歳未満と疑われる利用者の通報 ↓ ・本人確認書類を提出し年齢確認	・アカウントの凍結
YouTube 	Googleアカウント 作成時に生年月 日を入力 (自己申告)	13歳以上 (13歳未満の場合、 ファミリーリンクにより保 護者によるアカウント設 定が必要)	※日本では非適用、今後展開予定 ・機械学習を活用し、アカウントが同意年齢未満の利用者によって所有されていることを示すシグナルを特定 ↓ ・13歳以上であることを証明する政府発行の身分証又はクレジットカードを提出するか、Family Linkを通じて管理されたGoogleアカウントを作成することが求められる	・14日以内に管理機能の設定または年齢の証明をしない場合、アカウントが無効化 ・その後30日後に、アカウント情報を削除
LINE 	携帯電話事業者 の登録情報に基づ く年齢確認	12歳以上 (利用推奨年齢)	（保護者の監督下での利用が想定されていることから、利用推奨年齢未満であることのみを理由として利用制限等の措置は想定していない）	（利用推奨年齢未満は、利用規約上の利用禁止年齢ではない）